新型コロナウイルス感染拡大防止に対する業務について

(R2.4.22 一部改正)

(1) 学生・教職員の感染が確認された場合

感染した者が行うこと

- ①速やかに所属部局に報告
- ②保健所の指示に従い療養
- ③治癒すれば、主治医の治癒の診断書を所属部局に提出

該当部局が行うこと

- ①速やかに感染者の情報を危機対策本部へ報告
- ②保健所及び危機対策本部の指示により、活動・業務を停止し、関係者へ自宅待機 の指示
- ③保健所及び危機対策本部と連携し、感染者が発病した日以降の行動及び濃厚接触 した者を特定
- ④保健所の指導のもと、危機対策本部と連携し、感染者の勤務等していた建物や部 屋などの消毒作業(必要な場合は一時閉鎖)
- ⑤危機対策本部の指示により、活動・業務の再開(感染者が担当していた業務等の 支援体制の整備)
- ⑥感染者からの治癒の診断書の提出を受け、登校禁止、就業禁止を解除、併せて危機対策本部に報告

危機対策本部が行うこと

- ①保健所より感染者情報を入手した場合、速やかに該当部局に報告
- ②保健所の指導のもと、該当部局の活動・業務の停止を指示
- ③保健所及び該当部局と連携し、濃厚接触者の特定
- ④保健所の指導のもと、該当部局と連携し消毒作業
- ⑤保健所の指導のもと、該当部局の活動・業務の再開の指示
- ⑥学内外への広報
- ⑦業務等の支援体制への協力

(2) 学生・教職員が濃厚接触者となった場合

濃厚接触者となった者が行うこと

- ①速やかに所属部局に報告
- ②保健所及び本学の指示・指導に従い、感染者と接触した最後の日から 14 日間は自 宅待機(業務命令、自宅学習など)及び体調の経過観察
- ③発熱・咳等の症状が出れば、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健 所に相談
- ④相談窓口又は管轄の保健所から指定された医療機関を受診し、新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記(1)により対応
- ⑤14 日間の体調の経過観察後、体調に問題が無ければ、所属部局へ経過観察の結果 を報告
- ※濃厚接触者と判断されなかった場合、発熱・咳等の症状がなければ、登校、就業は

可能

ただし、必ず14日間は体調の経過観察を行い、所属部局へ経過観察の結果を報告

該当部局が行うこと

- ①速やかに濃厚接触者の情報を危機対策本部へ報告
- ②保健所及び危機対策本部の指示・指導のもと、濃厚接触した者に対して、感染者と接触した最後の日から14日間の自宅待機(業務命令、自宅学習など)及び体調の経過観察を指示
- ③濃厚接触者が担当していた業務等の支援体制の整備
- ④報告を受けた14日間の体調の経過観察の結果を危機対策本部に報告後、自宅待機 (業務命令、自宅学習など)の解除を指示
- ⑤濃厚接触者が、医療機関を受診し新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、 上記(1)により対応
- ※濃厚接触者と判断されなかった者より報告のあった経過観察の結果を危機対策本 部へ報告

危機対策本部が行うこと

- ①保健所より濃厚接触者情報を入手した場合は、速やかに該当部局に報告
- ②保健所の指導のもと、該当部局へ濃厚接触した者に対して、感染者と接触した最後の日から14日間の自宅待機(業務命令、自宅学習など)及び体調の経過観察を指示
- ③業務等の支援体制への協力

(3) 同居者が濃厚接触者となった場合

学生・教職員が行うこと

- ①速やかに状況を所属部局に報告
- ②同居する濃厚接触者に発熱・咳等の症状がなければ、登校、就業は可能 ただし、必ず14日間は体調の経過観察を行い、所属部局へ経過観察の結果を報告
- ③同居している濃厚接触者が発熱・咳等の症状もしくは陽性となった場合には所属 部局に状況を報告し、保健所及び危機対策本部等の指示・指導のもと、上記(2) により対応

(厚生労働省:家庭内でご注意いただきたいこと~8つのポイント~)

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf

(日本環境感染学会:新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html

該当部局が行うこと

- ①速やかに状況を危機対策本部へ報告
- ②報告を受けた14日間の体調の経過観察の結果を危機対策本部へ報告
- ③同居している濃厚接触者が、医療機関を受診し新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記(2)により対応

危機対策本部が行うこと

- ①該当者に関する情報を部局と共有
- ②必要に応じ、保健所等との連絡調整
- ③濃厚接触者となった場合は、上記(2)により対応

(4) 学外の感染者が学内に立ち入った場合

該当部局が行うこと

①危機対策本部より、濃厚接触した者がいたと連絡があった場合は、上記(2)により対応

危機対策本部が行うこと

- ①保健所等の指示・指導のもと、学内で濃厚接触した者を把握
- ②濃厚接触した者がいた場合は、保健所の指示・指導のもと、所属部局に報告し、上記(2)により対応
- ③保健所の指導のもと、該当部局と連携し、消毒作業

(参 考)

- ◎ 保健所等の行政機関との連絡調整は、危機対策本部が担当する。
- ◎ 濃厚接触者の判断、消毒作業について
 - ・保健所が感染者の行動を確認し、現地調査などに基づき事業所と協議の上、濃厚接触者や消毒場所を決定することになる。
 - ・濃厚接触者の判断については、同じ事務室内で業務を行なっていたとしても、明らかな接触がないことなどにより、濃厚接触者とならない場合もある。
 - ・消毒作業に関しては、小さな事務室であれば1日程度で終了し、翌日から業務を再開した例もある。
- ◎ 「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」が<mark>感染可能期間発病した日以降</mark>に接触した者のうち、次の範囲に該当する者を指す。
 - ・ 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
 - ・ 適切な感染防護無しに患者(確定例)診察、看護若しくは介護していた者
 - ・ 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - ・ 手で触れることの出来る又は対面で会話することが可能な距離(目安として1-2メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する)
- ◎ 「患者(確定例)」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。
- ◎ 「感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した2日前から隔離開始までの間、とする。
 - ※ 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、 嘔気・嘔吐など

◎ 消毒作業については、保健所及び危機対策本部の指示・指導のもと、専門業者に依頼する ことを基本とする。

ただし、緊急を要し、清掃業者を手配できない場合、危機対策本部において当該部局と連携し、消毒作業を実施する。

本学教職員が消毒作業を行う場合は、感染者が利用した区域(部屋、エレベータ、廊下、トイレ等)のうち手指が頻回に接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等)を中心に、「(文科省)新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について」※1や「(環境安全保健機構)新型コロナウイルス感染症予防他のための消毒方法」※2を参考に実施する。

content/uploads/sites/2/2020/03/9a6fe8e2ed004eb5936b17c09f7bf943.pdf

(問い合わせ先)

総務部企画管理主幹付リスク管理掛

Tel. 075-753-2226

E-mail: 830riskkanrikakari@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

※14 日間の体調の経過観察の提出先

施設部環境安全保健課保健衛生掛

Tel. 075-753-2400

E-mail: hoken-corona@hoken.kyoto-u.ac.jp

※体調の経過観察については、別添様式をご使用ください。